

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>4964<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br><br>リーダスクラブFAXニュース<br><br>(2014年)平成26年 4月16日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 公益法人等への寄附の見直し

**Q**：公的法人等へ財産を寄附した場合の取扱いが変わったそうですが、どのようになったのですか？

**A**：非課税要件に株式保有要件が追加されました。

### 【解説】

個人が、公益法人等に財産を寄附した場合、一定の要件を満たすことにつき、国税庁長官の承認を受けた場合には、みなし譲渡課税が適用されず、非課税となることとされています。

これまで、承認を受ける要件は次のとおりでしたが、これに公益法人等がその寄附により発行法人の発行済み株式の2分の1を超えて保有することにならないこととする要件が追加されました。この取扱いは、平成26年4月1日以後に行われる株式の寄附について適用されます。

- ①その寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること
- ②寄附をした財産が寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に、その公益法人等の公益目的事業の用に直接供される又は供される見込みであること
- ③寄附をすることにより、寄附をした者又はその親族等の所得税、相続税等の負担が不当に減少しないこと

